

## 議題5.2:我が国の制度

- 日本では、「特定原材料を原材料とする加工食品」はアレルギー表示の義務がかかるが、原材料として使用しないものの「特定原材料を常に含む食品」にあつては、原材料としての使用の意図の有無にかかわらず、アレルギー表示をする必要がある」としている。
- ただし、一般的には、アレルギー反応を誘発することは少ないであろうと考えられていることから「数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベル以上の特定原材料等の総タンパク量を含有する食品については表示が必要と考えられる一方、食品中に含まれる特定原材料等の総タンパク量が数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベルに満たない場合には表示の必要性はない」としている。

【総タンパク質量の濃度レベルと表示のイメージ】

総タンパク質量	原材料としない				原材料とする
	含有しない	数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベルに満たない含有	数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベル以上含有	常に数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベル以上含有	—
アレルギー表示	① 表示しない	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示	④ 表示する必要がある	⑤ 義務表示

低 ← 総タンパク質量の濃度レベル → 高

※いずれの場合でも可能性表示は認めない

(PALに関する日本の方向性)

- 現在の表示制度において、閾値に基づき、一般的にアレルギー反応を誘発すると考えられる量を含有する場合にはアレルギー表示（注意喚起表示を含む）が行われている。
- 患者の健康危害を未然に防ぐことができているため、新たにPALの考え方を導入する必要はないと考える。

12

## 議題6：eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案

## 議題6：eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案 (ステップ7)

- ・eコマースを介して食品を販売する際の情報提供について定めるガイドライン案
- ・目的は「eコマースで包装食品を購入する消費者が、食品の物理的なラベル上にある情報に近い、情報に基づく選択を行うために必要とする情報を得ることをたしかなものにすること」

(参考) 我が国では「ガイドブック」を公表し、消費者への情報提供に取り組んでいる。



### ガイドブックの目的

- ・食品表示基準はECサイト上の食品表示の適用範囲外  
↳ ECサイト上と容器包装上の食品表示との間に大きな差
- ・そこで、消費者調査や事業者調査を実施の上、ECサイト上でどのような食品表示情報をどのような方法でどの程度提供すればよいか、その考え方や効用を本書で説明
- ・具体的な提供例や、それを支えるための情報入手方法・管理方法についても提示

### 本書の位置づけ

- ・ECサイト上で食品表示をする上での参考ツールとして活用いただきたい
- ・取扱う食品の種類やECサイトカテゴリ等を踏まえ柔軟に活用いただきたい

### 本書の対象事業者

主として活用をお願いしたい事業者	<b>食品を取り扱うECサイト運営事業者</b> 具体例：ネットモール等出品者、ネットスーパー運営者、メーカー直販サイト運営者、定期購入等の宅配事業者、お取寄せ販売事業者等 等
内容の把握をお願いしたい事業者	具体例：食品の製造事業者・卸事業者、ネットモール等プラットフォーム（個人間取引のサイトを含む）、ECサイト運営事業者等の業界団体 等

14

## 議題6：主な論点

- ① 賞味期限・消費期限等に関する情報提供について
- ② 小さな食品の表示免除に関する規定について
- ③ 情報にアクセスするための料金に関する規定について

等

15

## 議題 6 : 賞味期限・消費期限等に関する情報提供について

6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、eコマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。

### 6. OPTIONAL INFORMATION PRIOR TO THE POINT OF E-COMMERCE SALE

6.1 Section 7 of the *General standard for labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) is applicable to food information shown to consumers on the product information e-page for the pre-packaged food that is being offered for sale.

6.2 A statement may be provided on the product information e-page prior to the point of e-commerce sale to inform the consumer about the relation between the best before, best quality before, use-by, or expiration date and the product shipping date or at the point of delivery.

#### (主な議論)

- このような情報を正確に伝えることは事業者にとって困難であり、当該規定は削除されるべき。  
(← 困難を伴うことを踏まえて当該規定はoptional informationのセクションに移動されたのであり、削除の必要はない。)

#### (結論)

- 提案された文言で合意。

16

## 議題 6 : 本ガイドラインと「期限残表示」

・「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」では、容器包装上の表示と同じ「具体的な年月日表示」が理想的であるが、ECサイト運営上困難であるため、可能な限り「期限残表示」による情報提供を行うことが望ましいとしている。

期限情報の具体性	期限情報の掲載類型	掲載例
	①具体的な年月日表示 (消費・賞味期限) = 容器包装上と同等	「賞味期限：●年●月●日」 「消費期限：●年●月●日」
	②期限残表示	<到着日から起算する掲載方法> 「到着日から●日」 「お届けから●日前後」 「配送日を含め約●日」 「賞味期限まで●日以上お日持ちするものをお届け」 「賞味期限：到着日+●日保証」
		<出荷日から起算する掲載方法> 「出荷日から●日」 「出荷の時点から起算して●日前後」 「発送日より約●日」 「商品発送の時点で賞味期限まで残り●日以上の商品をお届け」
	③期間表示	「製造日から●日」 「賞味期限(期間)：●日」
④サイト全体方針掲載	「本サイトでは、当社が定めた日数以上の期限残の商品に限り、出荷しています。」 ※個別商品ページには記載せず、サイト全体として一定期間の期限残ある商品を配達する旨を記載	

本ガイドラインのセクション6.2では、賞味期限・消費期限と「製品の出荷の日付又は配達の時点との関係」について情報提供されてもよい、としている。

※「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」(令和4年6月消費者庁食品表示企画課)より抜粋  
[https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\\_labeling\\_cms202\\_220615\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms202_220615_02.pdf)

17

## 議題6：小さな食品の表示免除に関する規定について

5.3 「包装食品の表示に関する一般規格」(CXS 1-1985) セクション6に規定する小さな食品に関する表示の免除は、特定の状況において管轄当局により許されない限り適用されない。

5.3 The labelling exemption of small units as outlined in Section 6 of the *General standard for labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) does not apply unless allowed in specific circumstances by competent authorities.

元は単に“unless justified in specific situations or circumstances”「特定の状況において正当化されない限り」とされていた。

(主な議論)

○ 小さな食品の表示免除がeコマースの場合にも適用されるのは、管轄当局によって許された場合に限る旨を明確にすべき。

(結論)

○ 提案された文言で合意。

(参考)

GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PREPACKAGED FOODS(CXS 1-1985)

6. EXEMPTIONS FROM MANDATORY LABELLING REQUIREMENTS

With the exception of spices and herbs, small units, where the largest surface area is less than 10 cm<sup>2</sup>, may be exempted from the requirements of paragraphs 4.2 and 4.6 to 4.8.

○包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)

6. 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10平方センチメートルに満たない小さな食品については、4.2及び4.6から4.8まで(※)の要件の適用を除外できる。

※ 4.2原材料一覧、4.6ロット識別、4.7日付表示及び保存方法、4.8使用上の注意

18

## 議題6：情報にアクセスするための料金に関する規定について

5.4 eコマースで提供される包装食品に関する食品情報は、情報にアクセスするための料金を課すことなしに消費者に提供されなければならない。

5.4 The food information about the pre-packaged foods offered for sale in e-commerce shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

元は“without any costs”「いかなる負担なしに」や“without any additional costs”「いかなる追加的負担なしに」などとなっていた。

(主な議論)

○ 「いかなる負担なしに」との文言では、端末や通信に係る費用まで含まれることになる。  
○ 「いかなる追加的負担なしに」という文言にしたとしても、あいまいで何のことか分からない。

(結論)

○ 提案された文言で合意。

## 議題 7 : 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

20

### 議題 7 : 主な論点

- ① 容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション 5.1b）
- ② テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション 5.2）
- ③ テクノロジーを用いて情報提供する場合の提供方法・情報が利用可能な期間について（セクション 7.3 及び 7.5）
- ④ その他

等

21

## 議題7:容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション5.1b）

- 5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
- 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
  - 一般の人々（その特定の一部を含む。）~~、又はその一部であって食品情報が想定する人々~~は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、かつ適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
  - 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- the general population, including specific sub-sets thereof, should have widespread, adequate and easy access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- it is reasonable for the consumer to use technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use.

（出された主な意見）

- 高齢者のように、人口の中のあらゆる特定の一部（specific subsets）がテクノロジーへのアクセスを有している必要がある（その食品情報が想定する人々だけでは足りない。）。
- 「広範」（widespread）で「適正」（adequate）であることに加え「容易な」（easy）アクセスである必要がある。

（結論）

- 提案された文言のとおり修正。

22

## 議題7:テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション5.2）

5.2 食品の名称、並びに健康及び安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.2 The name of the food, food information concerning safety and nutrition, and any other mandatory food information as determined by the competent authority, should not be provided exclusively using technology.

（出された主な意見）

- 名称や健康及び安全に関する食品情報以外にも、消費者が販売の時点で必要な食品情報（例：内容量やその他の管轄当局が決定する義務的情報）は、容器包装上のラベルで情報提供されるべき。  
（← 消費者によっては、あらゆる情報が販売の時点で必要かもしれない、広範に過ぎるのではないか）
- 「健康」や「安全」という文言は明確化されるべき。
- 「安全」が最優先であることには疑いないが、「健康」はこの文脈では広範に過ぎて不明確であり、削除するかより具体的な文言に置き換えられるべき。  
（← WHOより、「健康」に関する情報がテクノロジーにより代替されることについて懸念を表明）  
（← 「健康」に関する情報には栄養成分表示が含まれるが、これは消費者の健康保護と情報に基づいた選択（informed choice）のためには容器包装上にあることが必要）

（結論）

- 「健康」の代わりに「栄養」の語を用いることに合意。
- 「管轄当局が決定するその他の義務的

23

## 議題7:テクノロジーを用いて情報提供する場合の提示の方法・情報が利用可能な期間について (セクション7.3及び7.5)

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、~~デジタル化され~~、他の情報と容易に区別できなければならない。

7.3 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented together, readily identifiable and easily distinguishable from other information.

7.5 ~~セクション5に定めるところにより~~、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.5 Subject to section 5, where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For pre-packaged food that is labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

(出された主な意見)

- セクション7.3について、義務的食品情報が他の情報と容易に区別できなければならない等の規定は、その情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供されるのかどうかに関わらず適用されるべきであるから、「のみ」(solely)は削除すべき。
- セクション7.3と平仄を取る観点から、セクション7.5についても、「のみ」は削除してはどうか。  
(← セクション7.5については、情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供される場合にいつまで利用可能でなければならないかについての規定であることから、セクション7.3とは文脈が異なる。)

(結論)

- セクション7.3については「のみ」を削除、セクション7.5については存置。

24

## 議題7:その他

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、~~個人を特定するために使用されるかもしれない情報をいかなる情報をも~~提供又は開示する必要なく(having to)、消費者が容易にアクセスできなければならない。

7.6 Food information described or presented using technology shall be readily accessible without consumers having to provide or disclose any information.

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、~~プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。~~~~十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。~~

7.7 When the label or labelling of a pre-packaged food references food information to be accessed using technology, the information presented on the platform shall be sufficient and presented in such a way as to enable consumers to ascertain that the food information pertains to that pre-packaged food.

7.10 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況及び使用条件下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、~~また該当する場合には(if applicable)聞きやすい~~~~又は聞きやすい~~ものでなければならない。

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible, and, if applicable, audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

~~[7.12 食品情報がテクノロジーを使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access) 追加的負担なしに提供されなければならない。]~~

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

➡ 我が国でも、本ガイドラインを踏まえながら、食品表示懇談会のデジタルツール活用検討分科会において、食品表示へのテクノロジーの活用の議論を進めていくこととしている。

25

## (参考資料) 主要議題 (アレルギー、eコマース、テクノロジー) に係る仮訳

※いずれもCCFL48の最終レポート REPORT OF THE FORTY-EIGHTH SESSION OF THE CODEX COMMITTEE ON FOOD LABELLING を元に消費者庁で作成  
[https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fmeetings%252FCX-714-48%252F%25E2%2598%2585Final%2BReport%252FREPP24\\_FLe.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fmeetings%252FCX-714-48%252F%25E2%2598%2585Final%2BReport%252FREPP24_FLe.pdf)

26

### (参考仮訳(抄))アレルギー表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正(1/5)

#### 2. 用語の定義

「アレルギー食品/食物 (Allergenic Food)」とは、感受性のある個人において、免疫グロブリンクラスE(IgE)媒介反応又はその他の特定の免疫介在性反応を引き起こす可能性のある食品 (原材料、食品添加物及び加工助剤を含む。)をいう。

「セリアック病 (Coeliac disease)」とは、遺伝的に素因のある人が小麦、ライ麦、大麦、ライ小麦 (小麦とライ麦の交配種) 由来の食事からのグルテンタンパク質にさらされることによって誘発される、免疫介在性の慢性腸疾患をいう。

「食物アレルギー (Food allergen)」とは、感受性のある個人において、IgE介在性反応又はその他の特定の免疫介在性反応を引き起こす可能性のある、アレルギー食品中の物質をいい、通常はタンパク質又はタンパク質誘導体である。

「食物アレルギー (Food allergy)」とは、食物を経口摂取した後に生じるIgE抗体または非IgE抗体の免疫介在性反応から生じる再現性のある健康への悪影響をいう。

4. 包装食品の義務的表示

4.2 - 原材料一覧

4.2.1.4

以下の食品及び原材料は食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、食品中に意図して存在する場合には、原材料名（注1）に追加して又はその一部として、特定の名称を用いて常に表示されなければならない。

食品及び原材料	特定の名称
グルテンを含む穀物及びその製品 -小麦及び他のTriticum種 -ライ麦及び他のSecale種 -大麦及び他のHordeum種	小麦 ライ麦 大麦
甲殻類及びその製品	甲殻類
卵及びその製品	卵
魚類及びその製品	魚
落花生及びその製品	落花生
乳及びその製品	乳
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実及びその製品 -アーモンド(Prunus amygdalus) -カシュー(Anacardium occidentale) -ヘーゼルナッツ(Corylus avellana) -ペカン(Carya illinoensis) -ピスタチオ(Pistacia vera) -クルミ(Juglans regia, Juglans nigra)	アーモンド カシュー ヘーゼルナッツ ペカン ピスタチオ クルミ

4.2.1.5

4.2.1.4に記載されている食品及び原材料に加えて、以下を含むいかなるその他の食品および原材料についても、原材料名に追加してまたはその一部として、特定の名称を使用して表示することが求められてもよい。これは、リスク管理上の考慮事項を考慮した、それぞれの集団に関する利用可能なリスク評価データに基づくものとする。

食品及び原材料	特定の名称
ソバ及びその製品	ソバ
セロリ及びその製品	セロリ
オーツ麦及び他のAvena種及びその製品	オーツ麦
ルピナス及びその製品	ルピナス
マスタード及びその製品	マスタード
大豆及びその製品	大豆
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実及びその製品 -ブラジルナッツ(Prunus amygdalus) -マカダミア(Macadamia integrifolia, Macadamia tetraphylla) -松の実(Pinus spp.)	ブラジルナッツ マカダミア 松の実

注1 セクション4.1.1の規定に従い、原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的でなければならない、総称的であってはならない。

4. 包装食品の義務的表示

4.2 原材料一覧

4.2.1.6 地域又は国の管轄当局は、セクション4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に掲げる食品由来の原材料について、アレルギー食品としての表示の適用を除外することができる。そのような適用除外は、アレルギー食品の安全性を確立するリスク評価（注8）に従わなければならない。

注8 例えば、FAO and WHO (2022). Risk assessment of food allergens: Part 1: Review and validation of Codex Alimentarius priority allergen list through risk assessment. p15-20. <https://doi.org/10.4060/cb9070en>.

4.2.1.7 亜硫酸塩は、10mg/kg以上の濃度（注9）で食品中に存在するときは、原材料名の一部としては又はこれに追加して、「亜硫酸塩」(sulphite又はsulfite)の特定の名称を用いて表示されなければならない。

注9 亜硫酸塩は、二酸化硫黄(SO2)の総濃度および二酸化硫黄当量として測定される。

4.2.2 バイオテクノロジーを通じて得られた食品又は食品原材料に、4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料から移行した食品アレルギーが存在する場合は、表示されなければならない。

4.2.3 4.2.1.4、4.2.1.7、および該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料で、原材料名に加えて、又は原材料名の一部として特定の名称を使用して表示する必要があるものを除き、原材料リストの原材料は、セクション4.1（食品の名称）に定められた規定に従って表示されるものとする。ただし、次の場合は除く。

4.2.3.1 一般的な分類名の方がわかりやすい場合を除き、以下の分類名を使用することができる。分類名が使用される場合、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料は、分類名に追加して又はその一部として、特定の名称を使用して表示されなければならない。（表略）

#### 4.2 原材料一覧

##### 4.2.4 食品添加物の加工助剤及びキャリアオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

#### 6 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm<sup>2</sup>に満たない小さな食品については、セクション4.2及び4.6から4.8までの要件を除外できる。この免除は、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料の表示には適用されない。

#### 8 義務的情報の提示

##### 8.3 特定の食品及び原材料の表示

8.3.1 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、フォントタイプや書式、色を用いて周囲からはっきりと目立つように表示されなければならない。

8.3.2 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、原材料一覧の中若しくは分離した文言又はその両方に表示されなければならない。

8.3.2.1 分離した文言を使用する場合は、「含む」という文言（又は類する文言）で始まらなければならない、原材料一覧がある場合にはその直下又は近接した場所に表示されなければならない。

8.3.2.2 分離した文言がラベル上で用いられる場合には、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料それぞれの特定の名称は、その特定の名称が原材料一覧に既に存在する場合であっても、当該分離した文言の中でも表示されなければならない。

30

#### 8 義務的情報の提示

8.3.3 ある食品が原材料一覧における表示の適用除外となっている場合において、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料は、セクション8.3.2.1に従う分離した文言中といった形で表示されなければならない。

8.3.4 単一の原材料からなる食品については、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料が名称の一部として又は名称と併せて表示されている場合には、セクション8.3.3の規定は適用しない。

31

## (参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドライン案(1/3)

### 1. 目的

食品アレルギー又はセリアック病の消費者に交差接触による食品中のアレルギーの意図しない存在のリスクを伝えるための予防的アレルギー表示 (PAL) の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、アレルギー食品との交差接触による食物アレルギーの意図しない存在のリスクを示すために包装食品の表示で用いられるPALに適用される。

### 3. 予防的アレルギー表示の定義

本ガイドラインの目的において、次の定義は、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 2 の定義と合わせて用いられなければならない。

「予防的アレルギー表示」とは、リスク評価によって特定された、アレルギー食品との交差接触による食物アレルギーの意図しない存在のリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載をいう。

32

## (参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドライン案(2/3)

### 4. 一般原則

4.1 交差接触による食物アレルギーの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルギー管理は、食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実践規範 (CXC 80-2020) に従って実施されるものとする。PALの使用は、これらのアレルギー管理方法を使用しても食物アレルギーの意図しない存在を防止または制御できない状況に限定されるものとする。

4.2 PALを使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。

[4.3 PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1に記載されている参照用量を使用して、あるアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

4.3 代案 アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルギーに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則に従って参照用量を決定することができる。]

4.4 PALには、消費者、医療提供者、食品事業者によるPALの理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする

#### 4.3.1 参照用量

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond (provisional)	1.0
<b>Brazil nut</b>	<b>1.0</b>
Cashew (and Pistachio)	1.0
<b>Macadamia</b>	<b>1.0</b>
<b>Pine nut</b>	<b>1.0</b>
Walnut (and Pecan)	1.0
<b>Celery</b>	<b>1.0</b>
<b>Mustard</b>	<b>1.0</b>
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
<b>Buckwheat</b>	<b>10</b>
<b>Lupin</b>	<b>10</b>
<b>Soy</b>	<b>10</b>
Crustacea	200

[グルテンを含む穀物又はグルテンの参照用量又は濃度について仮置き]

33

## 5. PALの提示

5.1 包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) のセクション8.1.1、8.1.2、8.1.3、及び 8.2は、PAL に適用される。

5.2 PAL は、(ある場合には) 原材料リストの下又は近接した範囲内で、別の文言として記載されるべきである。

5.2.1 PALの文言は、「含まれる可能性がある」という語句 (または同等の語句) で始まり、GSLPF のセクション 4.2.1.4 及び該当する場合は 4.2.1.5 に記載されている特定の名称を使用して特定のアレルギーを含むものとする。

5.2.2 PALの文言は、GSLPF のセクション 8.3.1 に従って行われた宣言に使用されるものと同じフォントの種類、スタイル、または色を使用するなどして、周囲のテキストと明確に対照的になるものとする。

## (参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン(1/3)

### 1. 目的

このガイドラインの目的は、eコマースで包装食品を購入する消費者が、食品の物理的なラベル上にある情報に近い、情報に基づく選択を行うために必要とする情報を得ることをたしかなものにするることである。

### 2. 適用範囲

2.1 このガイドラインは、要求され又は任意に提供される食品情報であって、eコマースを介して提供される包装食品の製品情報eページに表示されるもの、及びその提示に関する特定の側面に適用される。

2.2 このガイドラインは、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) に規定されている、配達時点において包装食品のラベル上に要求される情報には適用されない。

### 3. 用語の定義

この文書の適用にあたり、以下の用語は、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 2 と併せて用いられなければならない。

「配達時点において」とは、消費者が包装食品を受け取る瞬間を意味する。

「eコマース」とは、食品に関して、電子的手段による商品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売若しくは配達を意味する。

「食品情報」とは、包装食品に係るコーデックス文書の対象となる情報をいう。

「eコマースにおける販売の時点より前に」とは、消費者が注文及び購入の意思表示をする前に提供されることを意味する。

「製品情報eページ」とは、情報に基づいたeコマースによる販売を行うことを目的とした、消費者向け電子取引プラットフォーム上の仮想空間を意味する。

### 4. 一般原則

包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 3 の一般原則は、販売が申し出られている包装食品の製品情報eページで表示される食品情報に適用される。

## (参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン(2/3)

### 5. 食品情報の原則

5.1 このガイドライン又は他のコーデックス文書に明示的に規定されている場合を除き、包装食品のラベル又は付随する表示で提供することが要求される食品情報は、eコマースにおける販売の時点より前に、包装食品の製品情報eページにおいて提供されなければならない。

これには、以下において規定されている食品情報が含まれる。

- 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 4 及び 5 (セクション4.6及び4.7.1を除く)
- 「栄養表示に関するガイドライン」のセクション 3
- その他の関連するコーデックステキスト

5.2 消費者に対し、消費前に実際のラベルで食品情報を確認するよう指示する文言が、eコマースでの販売時点より前に製品情報eページで提示されなければならない。

5.3 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) セクション 6 に規定される小さな食品の表示免除は、特定の状況において管轄当局により許されない限り適用されない。

5.4 eコマースで提供される包装食品に関する食品情報は、情報にアクセスするための料金を課すことなしに消費者に提供されなければならない。

36

## (参考仮訳)eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン(3/3)

### 6. eコマースにおける販売時点より前の任意の食品情報

6.1 GSLPFのセクション 7 は、販売される包装食品の製品情報eページで消費者に示される情報に適用される。

6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、eコマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。

### 7. 義務的食品情報の提示

7.1 このガイドラインで要求される食品情報は、製品情報eページの通常の設定及び使用の条件下で、明瞭かつ目立つ形で消費者が容易に判読できるものでなければならない。

7.2 製品情報eページで使用される言語は、当該食品が販売され、配送される国の消費者に適したものでなければならない。

## (参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(1/4)

### 1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

### 2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

### 3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。これには、包装済み食品の表示に関する一般基準 (CXS 1-1985) が含まれるが、これに限定されない。

### 4. 用語の定義

このガイドラインにおいて  
「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。  
「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、  
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。  
b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。  
c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。  
(続く)

38

## (参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(2/4)

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項 (続き)

5.2 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品安全情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報 (例: ロット番号、日付表示) は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

### 6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

### 7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション3に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、異なる言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品安全情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならない。当該義務的食品安全情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。  
(続く)

39

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 セクション5に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、いかなる情報をも提供又は開示する必要なく、消費者が容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で提示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いられればいいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。(例:「原材料についての詳細情報はここをスキャン」)

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況及び使用条件下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、また該当する場合には(if applicable)聞きやすいものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

7.12 食品情報がテクノロジーを使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金なしに提供されなければならない。